

半期報告書

(第21期中)

自 2024年4月1日
至 2024年9月30日

CYBERDYNE株式会社

茨城県つくば市学園南二丁目2番地1

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- | | |
|---------------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 1 |

第2 事業の状況

- | | |
|--|---|
| 1 事業等のリスク | 2 |
| 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 2 |
| 3 経営上の重要な契約等 | 5 |

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 株式の総数等 | 6 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 9 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 9 |
| (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 9 |
| (5) 大株主の状況 | 10 |
| (6) 議決権の状況 | 12 |

- | | |
|---------------|----|
| 2 役員の状況 | 12 |
|---------------|----|

第4 経理の状況

1 要約中間連結財務諸表

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 要約中間連結財政状態計算書 | 14 |
| (2) 要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書 | 16 |
| 要約中間連結損益計算書 | 16 |
| 要約中間連結包括利益計算書 | 17 |
| (3) 要約中間連結持分変動計算書 | 18 |
| (4) 要約中間連結キャッシュ・フロー計算書 | 20 |

- | | |
|-------------|----|
| 2 その他 | 28 |
|-------------|----|

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[期中レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月14日
【中間会計期間】	第21期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	CYBERDYNE株式会社
【英訳名】	CYBERDYNE, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山海 嘉之
【本店の所在の場所】	茨城県つくば市学園南二丁目2番地1
【電話番号】	029-869-9981
【事務連絡者氏名】	取締役COO 本田 信司
【最寄りの連絡場所】	茨城県つくば市学園南二丁目2番地1
【電話番号】	029-869-9981
【事務連絡者氏名】	取締役COO 本田 信司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 中間連結会計期間	第21期 中間連結会計期間	第20期
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上収益 (百万円)	2,104	2,143	4,354
営業利益 (△は損失) (百万円)	△1,317	△497	△2,018
税引前中間利益 又は税引前利益 (△は損失) (百万円)	△180	△215	△1,141
親会社の所有者に帰属する 中間 (当期) 利益 (△は損失) (百万円)	△603	△305	△1,476
親会社の所有者に帰属する 中間 (当期) 包括利益 (百万円)	△385	△331	△1,284
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	41,647	40,420	40,752
総資産額 (百万円)	51,000	49,675	49,999
基本的1株当たり中間 (当期) 利益 (△は損失) (円)	△2.85	△1.45	△6.99
希薄化後1株当たり中間 (当期) 利益 (△は損失) (円)	△2.85	△1.45	△6.99
親会社所有者帰属持分比率 (%)	81.7	81.4	81.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△496	△72	△850
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	918	△791	△2,075
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	266	△95	160
現金及び現金同等物の 中間期末 (期末) 残高 (百万円)	8,590	4,123	5,155

(注) 1. 当社は要約中間連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 上記指標は、国際会計基準（以下「IFRS」という。）により作成された要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいています。

3. 百万円未満を四捨五入して表示しています（以下も同様です。）。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものです。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当社グループは、社会が直面する様々な課題を解決するため、「人」＋「サイバー・フィジカル空間」(HCPS: Human-Cyber-Physical Space)を融合する「サイバニクス(人・AIロボット・情報系の融合複合)技術」を駆使して、「テクノピアサポート社会」の実現、ロボット産業・IT産業につづく新産業「サイバニクス産業」の創出による未来開拓を推進しています。

当社が目指す「テクノピアサポート社会」とは、人とテクノロジーが共生・協調し相互に支援し合うことにより、世代を超えた人々の自立度・自由度を高め、生活・心身等の諸問題を解決できる安心安全な社会です。当社グループは、人間の機能改善・再生・拡張・支援が可能なサイバニクス技術の社会実装を事業として推進することにより、「テクノピアサポート社会」の実現と「サイバニクス産業」の創出を進めています。

事業推進の状況

《医療：サイバニクス治療》

当社グループは、世界初の装着型サイボーグHAL®を利用した脳・神経・筋系の機能改善・機能再生を促進するサイバニクス治療を、グローバルな標準治療として普及させる取り組みを進めています。

(日本)

医療用HAL®「下肢タイプ」(両脚モデル)については、有効な治療法が確立されていない緩徐進行性の神経筋難病疾患を対象として、サイバニクス治療の普及に取り組んでいます。使用成績調査で極めて高い有効性と安全性を示す結果が得られたことを踏まえ、「他に有効な治療法が確立していない緩徐進行性の神経・筋難病疾患の患者に対して、既承認薬も含め前例のない顕著な機能改善効果が確認された」(日本神経治療学会提案の医療技術評価提案書より抜粋)として令和4年度診療報酬改定において診療報酬点数が増点されています。

脊髄疾患に関しては、ウィルス性のHTLV-1関連脊髄症(HAM)および遺伝性の痙性対麻痺の2疾患について、2022年10月に適応拡大の承認を取得し、2023年10月に厚生労働省より保険適用の通知が発出されました。また、外傷性の脊髄疾患である脊髄損傷については、当局と適応拡大の承認申請について協議しています。

脳卒中に関しては、医療用HAL®「下肢タイプ」(単脚モデル)の医師主導治験(HIT2016試験)の結果を踏まえて、最新の患者像や臨床ニーズを捉えた追加試験(治験)の実施について、当局と相談しながら準備を進めています。

更に小児脳性麻痺等に伴う運動姿勢障害を呈する患児の粗大運動能力の向上を目的とする医師主導治験が、2022年1月より筑波大学附属病院を中心に行われています。また、小柄な患者様向けに治験機器と同等品を医療用HAL®の小型モデルとして開発し、2023年6月に既承認の対象疾患に対する医療機器としてPMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)に製造販売承認申請を提出しています。

(米国)

個人向けの医療サービス事業のプラットフォームとして、子会社のRISEヘルスケアグループ(RHG)社はカリフォルニア州南部を中心に事業を展開しています。当社のHAL®によるサイバニクス治療は現在4拠点で展開しています。

2024年5月には、米国食品医薬品局(FDA)より、世界に先駆けて医療用HAL®の小型モデルの市販承認と脳性麻痺(対象年齢は12歳以上)への適応拡大の承認を取得しました。小型モデルが医療機器承認されたことにより、従来モデル(目安身長150cm以上を対象)の使用が困難であった身長100cm~150cmの患者に対しても医療用HAL®による治療が可能となります。また、日本で承認済みのHTLV-1関連脊髄症(HAM)、遺伝性痙性対麻痺への適応疾患の拡大についても併せて承認を取得しました。

米国でのサイバニクス治療の実績蓄積と、医療用HAL®の小型モデルの承認及び対象疾患の拡大を踏まえ、今後更なる事業拡大を推進してまいります。

(EMEA：欧州や中東)

主要各国でのサイバニクス治療の普及が進んでおり、2023年5月にはイタリアの医療介護サービスを専門とする大手社会協同組合Coopselios社にHAL®シリーズ25台を導入後、2024年7月に追加導入(10台)が完了し、今後更に増台を計画しています。2024年10月には、サイバニクス分野の国際的な連携強化を目的としたイベント「Cybernicx Future」がトルコ・イスタンブールにて開催されました。トルコでは、医療ツーリズムの発展とともに、サイバニクス技術に対する関心が急速に高まっており、現在国内4施設で40台のHAL®が稼働しています。

ドイツにおいては、公的医療保険の当局であるG-BA（ドイツ連邦共同委員会）が、脊髄損傷に対する公的医療保険適用を前提とした臨床試験の実施を決定しており、CR0の選定等の準備が進行しています。

(APAC：アジア太平洋)

当社グループのマレーシア法人CYBERDYNE MALAYSIA社を拠点として、東南アジア及びインド・オーストラリア・台湾においてサイバニクス治療の普及を進めています。

マレーシアにおいては、政府系の従業員社会保障機構(SOCSO)との事業連携が更に強化され、SOCSOの被保険者に対してHAL®によるサイバニクス治療が普及しています。2024年5月にはマレーシア人的資源省大臣をはじめとするマレーシア政府関係者と、サイバニクス技術のマレーシア展開に向けたトップレベル会談を当社本社にて開催し、大臣より、2024年末に運用開始予定の東南アジア最大級の医療複合施設である「国立神経ロボット・サイバニクス・リハビリテーションセンター」に、HAL®50セット(65台)をはじめとするサイバニクス製品の大規模導入の意向が表明され、現在契約の最終調整を行なっています。

《介護・自立支援》

当社グループは、主に高齢者の自立度の改善や重度化防止及び加齢により身体機能が低下するフレイル予防や自立維持に向けて、歩行運動に対応した「下肢タイプ」、肘・膝・足首の関節運動に対応した「単関節タイプ」、体幹運動に対応した「腰タイプ」など様々な種類のHAL®自立支援用を展開しています。

(施設型サービスの展開)

HAL®を使用した脳・神経・筋系の機能改善を促すプログラム「Neuro HALFIT®」を提供するロボケア事業は、個人向けの医療ヘルスケアサービス事業のハブ拠点として、当社グループ並びに各地域の事業パートナーとの協働により全国18箇所で展開しており、今後、更なる拠点拡大を計画しています。

(個人向け在宅サービス)

「自宅でNeuro HALFIT®」は、個人のお客様にHAL®をレンタルし、自宅で「Neuro HALFIT®」に取り組んでいただく在宅型プログラムです。サイバーダインのクラウドとデータ連動し、身体動作を指令する生体電位信号や姿勢情報等を可視化するHALモニターによって、装着者自身が視覚的にもフィードバックを得ることができます。セラピストやトレーナーなどの専門スタッフによるオンラインサポートを提供する他、訪問型のサービス事業者とも連携して、自宅での機器のセットアップからプログラム実施までの対面サポートも推進しています。

《予防・早期発見》

心活動、脳活動、体温、SpO2、活動量など様々なヘルスケアデータを日常的に集積・解析・AI処理することで、不整脈や心房細動などのリスクを管理し、心筋梗塞や脳梗塞などを予防することを目的とした超小型バイタルセンサー「Cyvis（サイビス）」シリーズの製品化を進めています。また、「Cyvis」は、睡眠時の呼吸状態の計測というオプション機能も備えており、SAS(睡眠時無呼吸症候群)のリスクを簡便に高精度スクリーニングすることが可能となります。また、当社グループのC2社が開発・運営する睡眠が見える化するヘルスケア・アプリ「熟睡アラーム」とともに、当社グループとしてヘルスケア事業の強化を進めています。なお、Cyvisシリーズの次モデル「Cyvis-2」は2023年4月に医療機器認証の申請を行っています。

《生活・職場分野》

(介護支援用途)

2021年以降の英国ハンプシャー州における介護施設等での「HAL®腰タイプ介護・自立支援用」の運用をモデルケースとして、英国の他のエリアや欧州各国への展開を進めてまいります。

(作業支援、除菌・清掃用途)

世界最高水準のSLAM技術による高速自律走行を実現した次世代型清掃ロボット「CL02」は、エレベーター自動昇降やクラウド連携等によるビルのスマート化と管理コスト削減を実現すべく、ゼネコン等と協力してオフィスビルを中心に導入を進めています。また、モビリティ用途を拡張して、工場内での搬送ロボットとしても稼働しています。

研究・製品開発の状況

造影剤不要・非侵襲で末梢の血管や血液の高解像度3Dイメージングをリアルタイムに実現するLED光源方式（当社保有特許）の超音響イメージング装置「Acoustic X」は、次世代の医療用画像診断装置としての医療機器化を進めています。また、海外の著名な医療機関や研究施設においても、様々な適用に向けて研究が進められています。

また、当社は、内閣府「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第3期／人協調型ロボティクスの拡大に向けた基盤技術・ルールの整備」において、テーマ6「超高齢社会における世代を超えた人々が直面する社会課題の解決に向けたHCPS融合人協調ロボティクスの社会実装技術開発」に採択されており、1)住宅、施設、職場等様々な生活空間への適用、2)人情報(生理・身体・行動認知・心理等)と統合されたHCPS融合マスター・リモート制御技術(サイバニック化マスター・リモート技術)の活用、3) HCPS融合人協調ロボティクスを通じた人情報の非侵襲での取得・活用、4)高齢者や交通弱者の自立度・自由度を向上させる当課題の他の関連技術との連動等、社会実装へ向けた取り組みを進めています。

川崎市の殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）においては、HAL®と再生医療や薬剤との複合によるサイバニクス治療の体系化や、医療・バイオ系技術とAI・ロボット・情報系の融合技術などの展開を推進するサイバニクス・メディカル・イノベーションベースA棟が稼働しており、今後の事業シナジーを想定したライフサイエンス企業の入居や、再生医療・創薬のC-Startupパートナー等との連携を進めています。

製品稼働状況について

医療用HAL®下肢タイプは、主にAPAC向けレンタルの増加により、2024年9月末時点で臨床試験用も含め国内外あわせて494台（内、国内レンタル契約98台）が稼働中です。HAL®単関節タイプは、医療用の増加に伴い、2024年9月末時点で633台が稼働中です。HAL®福祉用等の下肢タイプは、2024年9月末時点の稼働台数は363台となっています。また、HAL®腰タイプ介護・自立支援用は、2024年9月末時点で1,006台が稼働中です。HAL®腰タイプ作業支援用は、2024年9月末時点の稼働台数は403台となっています。また、清掃ロボット及び搬送ロボットは、2024年9月末時点において175台が稼働中です。

以上の結果、当中間連結会計期間の経営成績は、米国での医療サービス売上等が増加したため、売上収益2,143百万円（前年同期比1.9%増加）を計上し、売上総利益は1,062百万円（同7.2%減少）となりました。

研究開発費は前年度に引き続き新製品開発、臨床研究及び受託研究事業の実施により408百万円（同15.3%増加）、その他の販売費及び一般管理費は広告宣伝及び消耗品の購入の削減などにより1,365百万円（同10.3%減少）を計上しました。さらに、その他の収益は受託研究事業収入などにより220百万円（同109.4%増加）を計上した結果、営業損失は497百万円（同62.2%減少）となりました。

また、金融収益は投資有価証券評価益などにより340百万円、金融費用は為替差損などにより173百万円、CEJファンドに係る損益127百万円、法人所得税費用は繰延税金費用171百万円などを計上した結果、親会社の所有者に帰属する中間損失は305百万円（同49.3%減少）となりました。

なお、当社は独自技術をもったスタートアップ企業との業務提携や資本提携を行っており、当該非上場株式についてIFRS第9号「金融商品」に基づき公正価値を算定しています。当中間連結会計期間において、公正価値を算定した結果、投資有価証券評価益507百万円を「金融収益」及び「CEJファンドに係る損益」として計上しました。また、当該評価に関する繰延税金費用174百万円を「法人所得税費用」として計上、CEJファンドの外部投資家持分への振替額83百万円を計上した結果、「中間利益（△は損失）」に与える影響額は250百万円となります。

(2) 財政状態の分析

① 資産

当中間連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度比で324百万円減少し、49,675百万円となりました。これは主として、その他の金融資産（非流動）が1,175百万円増加したものの、現金及び現金同等物が1,032百万円、営業債権及びその他の債権が159百万円減少したことによるものです。

② 負債

当中間連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末比で85百万円増加し、9,608百万円となりました。これは主として、リース負債（非流動）が83百万円減少したものの、繰延税金負債が179百万円増加したことによるものです。

③ 資本

当中間連結会計期間末における資本は、前連結会計年度末比で410百万円減少し、40,067百万円となりました。これは、親会社の所有者に帰属する中間損失の計上に伴う利益剰余金の減少等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,032百万円減少し4,123百万円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、72百万円の資金流出（前年同中間期は496百万円の資金流入）となりました。これは主に、減価償却費及び償却費298百万円、営業債権及びその他の債権の増減額159百万円の資金流入があった一方で、金融収益340百万円、CEJファンドに係る損益127百万円の資金流出があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、791百万円の資金流出（前年同中間期は918百万円の資金流入）となりました。これは主に、投資の償還による収入11,500百万円の資金流入があった一方で、投資の取得による支出11,500百万円、投資有価証券の取得による支出615百万円の資金流出があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、95百万円の資金流出（前年同中間期は266百万円の資金流入）となりました。これは主に、リース負債の返済による支出89百万円の資金流出があったことによるものです。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は408百万円です。

なお、当中間連結会計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	618,300,000
B種類株式	77,700,000
計	696,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品取引業 協会名	内容
普通株式	137,445,809	137,445,809	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は 100株です。
B種類株式	77,700,000	77,700,000	非上場	単元株式数は 10株です。
計	215,145,809	215,145,809	—	—

(注) 1. 株式の内容は次のとおり定款に定めております。

(i) 剰余金の配当及び残余財産の分配

普通株式及びB種類株式にかかる剰余金の配当及び残余財産の分配は、同順位かつ同額で行われる。

(ii) 議決権

普通株主及びB種類株主は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(iii) 譲渡制限

B種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、譲受人がB種類株主である場合においては、取締役会が会社法第136条又は第137条第1項の承認をしたものとみなす。

(iv) 種類株主総会の決議を要しない旨の定め

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(v) 取得請求権

B種類株主は、いつでも、当社に対して、その有するB種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種類株主が取得の請求をしたB種類株式を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、B種類株式1株につき普通株式1株を交付するものとする。

(vi) 取得条項

- a. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会がそれ以前の日を定めたときはその日）の到来をもって、その日に当社が発行するB種類株式の全部（当社が有するB種類株式を除く。）を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。

① 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。）にかかる議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日

② 当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の所有する当社の株式の数が当社の発行済株式（当社が有する株式を除く。）の総数に対して占める割合が4分の3以上となった場合、当該公開買付けにかかる公開買付報告書が提出された日から90日目の日

なお、本号において「所有」、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める所有、公開買付者又は公開買付報告書を、「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けをいう。

③ 株主意思確認手続において、確認手続基準日に議決権を行使することができる株主の議決権（但し、上記内容欄の記載にかかわらず、普通株式及びB種類株式のいずれの単元株式数も100株であるとみなして、議決権の数を計算する。以下、本号において同じ。）の3分の1以上を有する株主の意思が確認でき、意思を確認した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数が、当社が本号に基づき当社が発行するB種類株式の全部（当社が有するB種類株式を除く。）を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付することに賛成した場合、当該株主意思確認手続の日から90日目の日

なお、本号において「株主意思確認手続」とは、(1) 山海嘉之が当社の取締役を退任した場合（但し、重任その他退任と同時若しくは直後に選任される場合を除く。）に、当該退任の日（当該退任と同日を含む。）から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、並びに、(2) 直前の株主意思確認手続の日の後5年以内に終了する事業年度のうち最終のもの終了後3か月以内に、それぞれ取締役会の決議により定める方法により確認手続基準日に議決権を行使することができる全ての株主の意思を確認するために行われる手続をいう。また、本号において「確認手続基準日」とは、株主意思確認手続のための基準日として取締役会の決議により定める日をいう。

- b. 当社は、B種類株主に関して次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社法第170条第1項に定める日に、当該各号に定めるB種類株式を取得し、当該B種類株式1株を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。

① B種類株主が、その有するB種類株式を第三者（他のB種類株主を除く。）に譲渡し、当該B種類株主又は当該B種類株式の譲受人から、当社に対して、当該B種類株式につき会社法第136条又は第137条に定める承認の請求がなされた場合、当該承認の請求がなされたB種類株式

② B種類株主が死亡した日から90日が経過した場合 当該B種類株主が有していたB種類株式の全部（但し、他のB種類株主に相続又は遺贈されたB種類株式及び当該90日以内に他のB種類株主に譲渡されたB種類株式を除く。）

(vii) 株式の分割、株式の併合等

- a. 当社は、株式の分割又は株式の併合をするときは、普通株式及びB種類株式ごとに、同時に同一の割合である。
- b. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- c. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- d. 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、B種類株主にはB種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合である。
- e. 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合である。
- f. 当社は、株式移転をするとき（他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。）は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、B種類株主にはB種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- g. 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びB種類株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合である。

2. 普通株式の単元株式数は100株とし、B種類株式の単元株式数は10株としております。普通株式及びB種類株式について異なる単元株式数を定めているのは、当社の議決権を山海嘉之及び財団法人に集中させることにより、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止することにあります。

また、当社グループの将来ビジョンである、少子高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、人支援産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要があります。山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的な存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもあります。このため、当社グループの企業価値向上（株主共同利益）には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とするため、本スキームを採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	—	普通株式 137,445,809 B種類株式 77,700,000	—	10	—	26,714

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
山海 嘉之	茨城県つくば市	80,738,000	38.24
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	26,000,000	12.31
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋石町3丁目3-14	2,000,000	0.95
野村信託銀行株式会社（投信口）	東京都千代田区大手町2丁目2-2	1,690,000	0.80
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1丁目4番5 号)	1,425,134	0.67
NORTHEN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE CLIENTS NON- TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カストディ業務部)	10 RUE DU CHATEAU D'EAUL-3364 LEUDELANGE GRANDDUCHY OF LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	1,221,000	0.58
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5 号)	1,202,342	0.57
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,169,515	0.55
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エ ス・エイ 東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,059,088	0.50
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5 HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5 号)	781,326	0.37
計	—	117,286,405	55.55

所有議決権数別

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
山海 嘉之	茨城県つくば市	7,800,020	85.68
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号	260,000	2.86
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋石町3丁目3-14	20,000	0.22
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	16,900	0.19
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1丁目4番5 号)	14,251	0.16
NORTHEN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE CLIENTS NON- TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支 店 カストディ業務部)	10 RUE DU CHATEAU D'EAUL-3364 LEUDELANGE GRANDDUCHY OF LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	12,210	0.13
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5 号)	12,023	0.13
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	11,695	0.13
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ 東京支店)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	10,590	0.12
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	ONE CHURCHILL PLACE, LONDON, E14 5 HP UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5 号)	7,813	0.09
計	—	8,165,502	89.69

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,014,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 133,388,600 B種類株式 77,700,000	普通株式 1,333,886 B種類株式 7,770,000	「1 (1) ② 発行済株式」 の「内容」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 42,509	—	—
発行済株式総数	215,145,809	—	—
総株主の議決権	—	9,103,886	—

(注) 「単元未満株式」の中には、当社所有の自己株式23株が含まれています。

② 【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する 所有株式数の 割合 (%)
(自己保有株式) CYBERDYNE 株式会社	茨城県つくば市学園南 二丁目2番地1	4,014,700	—	4,014,700	1.9
計	—	4,014,700	—	4,014,700	1.9

(注) 上記の他、当社所有の単元未満株式23株があります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第5編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

	注記	前連結会計年度	当中間連結会計期間
		(2024年3月31日)	(2024年9月30日)
		百万円	百万円
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	10	5,155	4,123
営業債権及びその他の債権	10	674	515
その他の金融資産	10	11,504	11,507
棚卸資産		997	881
その他の流動資産		139	207
流動資産合計		18,469	17,233
非流動資産			
オペレーティング・リース資産		359	380
有形固定資産		13,237	13,183
使用権資産		482	391
のれん	6	2,134	2,025
無形資産	6	48	42
持分法で会計処理されている投資		261	249
その他の金融資産	10	14,814	15,988
その他の非流動資産		196	183
非流動資産合計		31,530	32,441
資産合計		49,999	49,675

	注記	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
		百万円	百万円
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	10	606	537
社債及び借入金		84	86
リース負債		160	147
その他の流動負債		386	398
流動負債合計		1,236	1,168
非流動負債			
社債及び借入金		22	20
CEJファンドにおける外部投資家持分	10, 11	5,733	5,781
リース負債		366	283
引当金		96	96
繰延税金負債		2,040	2,219
その他の非流動負債		30	40
非流動負債合計		8,286	8,440
負債合計		9,523	9,608
資本			
資本金		10	10
資本剰余金		42,811	42,811
自己株式		△1,188	△1,188
その他の資本の構成要素		△787	△813
利益剰余金		△95	△400
親会社の所有者に帰属する持分合計		40,752	40,420
非支配持分		△275	△353
資本合計		40,477	40,067
負債及び資本合計		49,999	49,675

(2) 【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

	注記	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
		(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
		百万円	百万円
売上収益	8	2,104	2,143
売上原価		△959	△1,081
売上総利益		1,144	1,062
販売費及び一般管理費			
研究開発費		△354	△408
その他の販売費及び一般管理費		△1,523	△1,365
販売費及び一般管理費合計		△1,877	△1,774
その他の収益		105	220
その他の費用	6	△689	△5
営業損失 (△)		△1,317	△497
金融収益	10	408	340
金融費用		△57	△173
CEJファンドに係る損益	10, 11	785	127
持分法による投資損益 (△は損失)		0	△11
税引前中間損失 (△)		△180	△215
法人所得税費用		△513	△171
中間損失 (△)		△693	△385
中間損失 (△) の帰属			
親会社の所有者		△603	△305
非支配持分		△91	△80
中間損失 (△)		△693	△385
1株当たり中間損失 (△)	9		
基本的1株当たり中間損失 (△) (円)		△2.85	△1.45
希薄化後1株当たり中間損失 (△) (円)		△2.85	△1.45

【要約中間連結包括利益計算書】

注記	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	百万円	百万円
中間損失 (△)	△693	△385
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて		
公正価値で測定する金融資産	10 △17	32
純損益に振り替えられることのない 項目合計	△17	32
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	219	△56
純損益に振り替えられる可能性のある 項目合計	219	△56
税引後その他の包括利益	203	△24
中間包括利益	△491	△410
中間包括利益の帰属		
親会社の所有者	△385	△331
非支配持分	△106	△78
中間包括利益	△491	△410

(3) 【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

親会社の所有者に帰属する持分

注記	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
				その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額	新株予約権
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日時点の残高	10	42,877	△1,188	△1,270	272	19
中間損失（△）	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	△17	235	—
中間包括利益合計	—	—	—	△17	235	—
株式報酬取引	—	4	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
非支配持分との資本取引	—	△73	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	△69	—	—	—	—
2023年9月30日時点の残高	10	42,808	△1,188	△1,287	506	19

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素			非支配持分	合計
	合計	利益剰余金	合計		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2023年4月1日時点の残高	△979	1,381	42,101	△118	41,983
中間損失（△）	—	△603	△603	△91	△693
その他の包括利益	218	—	218	△15	203
中間包括利益合計	218	△603	△385	△106	△491
株式報酬取引	—	—	4	—	4
自己株式の取得	—	—	—	—	—
非支配持分との資本取引	—	—	△73	31	△42
その他	—	—	—	5	5
所有者との取引額合計	—	—	△69	36	△34
2023年9月30日時点の残高	△761	779	41,647	△188	41,459

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素					
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額	新株予約権
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2024年4月1日時点の残高	10	42,811	△1,188	△1,329	523	19
中間損失（△）	—	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	32	△58	—
中間包括利益合計	—	—	—	32	△58	—
株式報酬取引	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△0	—	—	—
非支配持分との資本取引	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	—	△0	—	—	—
2024年9月30日時点の残高	10	42,811	△1,188	△1,297	465	19

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素			非支配持分	合計
	合計	利益剰余金	合計		
	百万円	百万円	百万円		
2024年4月1日時点の残高	△787	△95	40,752	△275	40,477
中間損失（△）	—	△305	△305	△80	△385
その他の包括利益	△26	—	△26	2	△24
中間包括利益合計	△26	△305	△331	△78	△410
株式報酬取引	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	△0	—	△0
非支配持分との資本取引	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	—	△0	—	△0
2024年9月30日時点の残高	△813	△400	40,420	△353	40,067

(4) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

注記	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間損失 (△)	△180	△215
減価償却費及び償却費	324	298
減損損失	660	—
金融収益	△408	△340
金融費用	57	173
CEJファンドに係る損益 (△は益)	△785	△127
持分法による投資損益 (△は益)	△0	11
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△1	116
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	△79	159
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△183	△69
その他	78	△90
小計	△517	△84
利息の受取額	21	14
利息の支払額	△0	△0
法人所得税の支払額	—	△2
法人所得税の還付額	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	△496	△72
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資の取得による支出	△8,500	△11,500
投資の償還による収入	9,500	11,500
有形固定資産の取得による支出	△104	△185
無形資産の取得による支出	△8	—
投資有価証券の取得による支出	△450	△615
投資有価証券の売却による収入	465	—
貸付けによる支出	△2	△2
貸付金の回収による収入	3	—
その他	15	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	918	△791
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△6	△1
リース負債の返済による支出	△85	△89
CEJファンドにおける外部投資家からの払 込による収入	680	—
CEJファンドにおける外部投資家に対する 分配額・償還額	△320	—
その他	△4	△5
財務活動によるキャッシュ・フロー	266	△95
現金及び現金同等物に係る換算差額	100	△74
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	788	△1,032
現金及び現金同等物の期首残高	7,801	5,155
現金及び現金同等物の中間期末残高	8,590	4,123

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

CYBERDYNE株式会社（以下「当社」という。）は茨城県つくば市に所在する株式会社です。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト（<https://www.cyberdyne.jp>）で開示しています。当社の要約中間連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）、並びに当社の関連会社及び共同支配企業により構成されています。

当社グループは、社会が直面する様々な課題を解決するため、サイバニクスを駆使して、革新技術（イノベーション技術）の創生と基礎的研究開発から社会実装までを一貫した事業スキームとして事業展開し、革新技術の研究開発と新産業創出による市場開拓、これらの挑戦を通じた人材育成を上向きにスパイラルを描くように同時展開する未来開拓型企業であり、ロボット関連事業による単一セグメントで構成されています。詳細は注記「5. セグメント情報」に記載しています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約中間連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約中間連結財務諸表は、2024年11月14日に代表取締役社長山海嘉之及び取締役COO本田信司によって承認されております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しています。

3. 重要性がある会計方針

要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

本要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様です。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、ロボット関連事業による単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループは単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスに関する情報は、注記「売上収益」を参照ください。

6. 減損損失

前中間連結会計期間において、当社グループの連結子会社ののれんなどの固定資産等の将来の回収可能性を検討し、減損損失660百万円（うち、のれん643百万円、無形資産17百万円）を要約中間連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

当社は、ヘルスケア分野での事業拡大を図るため、2021年にスマホ向けヘルスケアアプリ『熟睡アラーム』を開発・運営する株式会社C2（以下、「C2社」という）を買収しました。買収後の積極的な広告宣伝投資により、『熟睡アラーム』の有料サービス利用者は3万人超に倍増しています。

しかしながら、C2社の広告宣伝投資の費用対効果および当社連結業績への影響度を勘案し、C2社の経営方針を見直した結果、営業損益改善を優先するために広告宣伝への投資規模を縮小して運営することを決定しました。

この決定を踏まえ、買収当初想定していた将来収益が見込まれなくなったことから、回収可能価額まで減額したものであります。

当中間連結会計期間において、当該事項はありません。

7. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりです。

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

8. 売上収益

分解した収益の内訳は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	百万円	百万円
収益認識の時期		
一定の期間にわたり移転されるサービス	1,087	1,086
一時点で移転される財	128	54
一時点で移転されるサービス	889	1,002
合計	2,104	2,143

(注) 単一セグメントであるため、セグメント別の収益の内訳は記載していません。

一定の期間にわたり移転されるサービス

一定の期間にわたり移転されるサービスには、個別レンタル契約に基づくレンタル料収入、財の利用権の貸手となる場合のファイナンス・リースに係る収益に関連する保守契約に基づく保守売上、スマートフォン向けアプリの提供・運営による利用料売上、及びスポンサー収入が含まれております。

レンタル料収入は、顧客が対象製品を検収後、レンタル期間にわたり、使用量に応じた従量料金を各月の収益として認識する、又は、リース期間にわたって定額法により各月の収益として認識しております。

保守売上については、履行義務が契約期間にわたり時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、期間均等額で収益を計上しております。

スマートフォン向けアプリの提供・運営による利用料売上は、アプリケーションを通じてサービスを一定期間にわたり提供しており、時の経過に応じて収益を計上しています。

スポンサー収入は、タイトルスポンサー契約を締結し、スポンサーであることを表記することができる権利等を契約期間にわたり提供しており、時の経過に応じて収益を計上しております。

一時点で移転される財

一時点で移転される財には、売買契約に基づく商品及び製品の販売による収益、及びファイナンス・リースに係る収益が含まれております。

商品及び製品の販売については、主として顧客が検収した時点で履行義務を充足したと判断しております。対価については、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払を受けております。取引価格について、変動対価等を含む売上収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社製品（HAL[®]等）に関する利用権の貸手となる場合、当該取引はファイナンス・リースに分類されております。ファイナンス・リースに係る収益は、製造業者又は販売業者の貸手として物品販売と同様に会計処理しており、顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断し、その収益は一時点で認識しております。

一時点で移転されるサービス

一時点で移転されるサービスには、主として当社グループが運営する治療センター及びロボケアセンターでのエンドユーザー（患者等）向けのサイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による収益が含まれております。その他に、受託開発業務の提供による収益も含まれております。

サイバニクス治療及びトレーニングサービスの提供による履行義務は、トレーニングサービス等の提供が完了した時点で充足したと判断しております。

受託開発業務の提供による履行義務は、顧客が検収した時点で充足したと判断しております。

9. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり中間利益の算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
親会社の所有者に帰属する中間利益 (△は損失) (百万円)	△603	△305
親会社の普通株主に帰属しない中間利益 (百万円)	—	—
基本的1株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益 (△は損失) (百万円)	△603	△305
普通株式及び普通株式と同等の株式の 加重平均株式数 (株)	211, 131, 236	211, 131, 168
基本的1株当たり中間利益 (△は損失) (円)	△2. 85	△1. 45

(2) 希薄化後1株当たり中間利益の算定上の基礎

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
基本的1株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益 (△は損失) (百万円)	△603	△305
中間利益調整額 (百万円)	—	—
希薄化後1株当たり中間利益の計算に使用する 中間利益 (△は損失) (百万円)	△603	△305
普通株式及び普通株式と同等の株式の 加重平均株式数 (株)	211, 131, 236	211, 131, 168
調整 (注)	—	—
希薄化後の普通株式及び普通株式と同等の株式の 加重平均株式数 (株)	211, 131, 236	211, 131, 168
希薄化後1株当たり中間利益 (△は損失) (円)	△2. 85	△1. 45

(注) 希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり中間利益の算定に含めなかった潜在株式の概要

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	株	株
CYBERDYNE株式会社 2015年第1回ストックオプション	(普通株式) 7, 800	(普通株式) 7, 800
CYBERDYNE株式会社 2016年第1回無償ストックオプション	(普通株式) 4, 600	(普通株式) 4, 600
CYBERDYNE株式会社 2017年第1回無償ストックオプション	(普通株式) 10, 500	(普通株式) 10, 500

10. 金融商品の公正価値

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

(1) 公正価値の算定方法

当社グループの主な金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産（流動）、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（その他の金融資産（非流動））

上場株式の公正価値については、公表市場価格で測定しています。

非上場株式の公正価値については、直近の取引価格を用いる方法、類似企業比較法、直近の入手可能な情報に基づく純資産に対する持分に基づく方法、将来キャッシュ・フローの割引現在価値に基づく方法等のうち、最適な評価技法を用いて算定しています。

敷金・保証金については、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しています。

（CEJファンドにおける外部投資家持分）

CEJファンドにおける外部投資家持分については、当該帳簿価額を各決算期末で同ファンドを清算したと仮定した場合の外部投資家に帰属する持分の金額としており、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(2) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりです。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項に関する情報は下記の表には含めていません。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当中間連結会計期間 (2024年9月30日)	
	帳簿価額 百万円	公正価値 百万円	帳簿価額 百万円	公正価値 百万円
資産：				
償却原価で測定する金融資産				
敷金・保証金	89	92	88	91
合計	89	92	88	91

(注) 1 敷金・保証金の公正価値はレベル2に分類しています。

2 前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、レベル1、レベル2及びレベル3の間における振替は行われていません。

(3) 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	帳簿価額	公正価値			合計
		レベル1	レベル2	レベル3	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	13,553	134	—	13,419	13,553
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	1,154	174	—	980	1,154
合計	14,707	308	—	14,400	14,707

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

	帳簿価額	公正価値			合計
		レベル1	レベル2	レベル3	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	14,668	136	—	14,531	14,668
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	1,213	225	—	988	1,213
合計	15,880	361	—	15,519	15,880

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しています。前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、公正価値レベル1、レベル2及びレベル3の間の重要な振替は行われていません。

(4) 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、コーポレート部門責任者により承認された評価方針及び手続きに従い、適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しています。評価結果はコーポレート部門責任者によりレビューされ、承認されています。

(5) レベル3に分類された金融商品に関する定量的情報

レベル3に分類される金融商品に係る公正価値の測定は、関連するグループ会計方針に基づいた評価方針及び手続に従って、報告末ごとに入手可能な直前の数値を用いて測定し、公正価値の変動の根拠と併せて上位者に報告がなされ、必要に応じて経営者にも報告がなされています。公正価値を測定するに際しては、インプットを合理的に見積り、資産の性質等から判断して最も適切な評価モデルを決定しており、その決定にあたり適切な社内承認プロセスを踏むことで公正価値評価の妥当性を確保しています。

レベル3に分類される金融資産についてのレベル間の振替はありません。

(6) レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高までの変動は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	百万円	百万円
期首残高	12,986	14,400
利得及び損失合計		
純損益(注)1	1,770	507
その他の包括利益(注)2	43	△3
購入	450	615
売却	△465	—
その他	—	△0
期末残高	14,784	15,519

報告期間末に保有している資産について

純損益に計上された当期の未実現損益の変動(注)1

(注)1 要約中間連結損益計算書の「金融収益」及び「CEJファンドに係る損益」に含まれています。

2 要約中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれていません。

11. CEJファンド関連

CEJファンドに係る損益の内訳は以下のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
	百万円	百万円
CEJファンドに係る損益		
CEJファンド損益		
投資による未実現評価損益	1,501	205
管理費用等	△57	△30
CEJファンド損益	1,444	175
外部投資家持分への振替額	△659	△48
合計	785	127

CEJファンドにおける外部投資家持分の増減は以下のとおりです。

	外部投資家持分 百万円
2024年4月1日時点の残高	5,733
外部投資家からの払込による収入	—
外部投資家持分の増減額	48
外部投資家持分に対する分配額・返還額	—
2024年9月30日時点の残高	5,781

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

CYBERDYNE 株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古谷 大二郎指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 大輝

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているCYBERDYNE株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、CYBERDYNE株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績並びに中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。